

産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成 27 年 4 月 7 日 (火)

午前 10 時

場 所 第 2 委員会室

付議事項

- 1 山陽小野田市プレミアム付商品券について
- 2 その他

山陽小野田市プレミアム付き商品券事業について（案）

1 商品券の発売

- (1) 名 称 山陽小野田市プレミアム付き商品券
- (2) 実施・発行主体 山陽小野田市プレミアム付き商品券事業推進協議会
- (3) 発行金額 4億2千万円（うちプレミアム分7千万円）
- (4) 額 面 500円
- (5) 発行内容 1セット500円券×24枚を1万円で販売
- (6) 発行セット数 3万5千セット
- (7) 販売時期 平成27年7月1日から
※売り切れた時点で販売終了
- (8) 利用期間 平成27年7月1日から平成27年12月31日
※使用期限後の使用はできない。
- (9) 販売方法・場所 購入希望者は往復はがきで応募し、引換券を返信する。
多数の場合は抽選とする。販売場所は、商工会議所ほか、
市内大型店などを検討する。
- (10) 販売対象者 山陽小野田市民
- (11) 1人当たり販売数 1人の購入限度数は、1セットまでとする。

2 商品券の取扱い

- 商品券は、事前に登録された取扱事業所のみで利用できる。
- 商品券と現金の交換は禁止する。
- 商品券の額面以下の利用の場合であっても釣銭は渡さない。
- 商品券の額面以上の購入の場合、不足分は現金で支払うものとする。
- 利用期間を過ぎた商品券は利用できない。また返金も不可とする。
- 購入した商品券の盗難、紛失については、発行者は責任を負わない。
- 商品券は次のような場合は利用できない。
 - ① 公共料金等の支払い
 - ② 有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
 - ③ 現金との換金
 - ④ その他公序良俗に反するもの

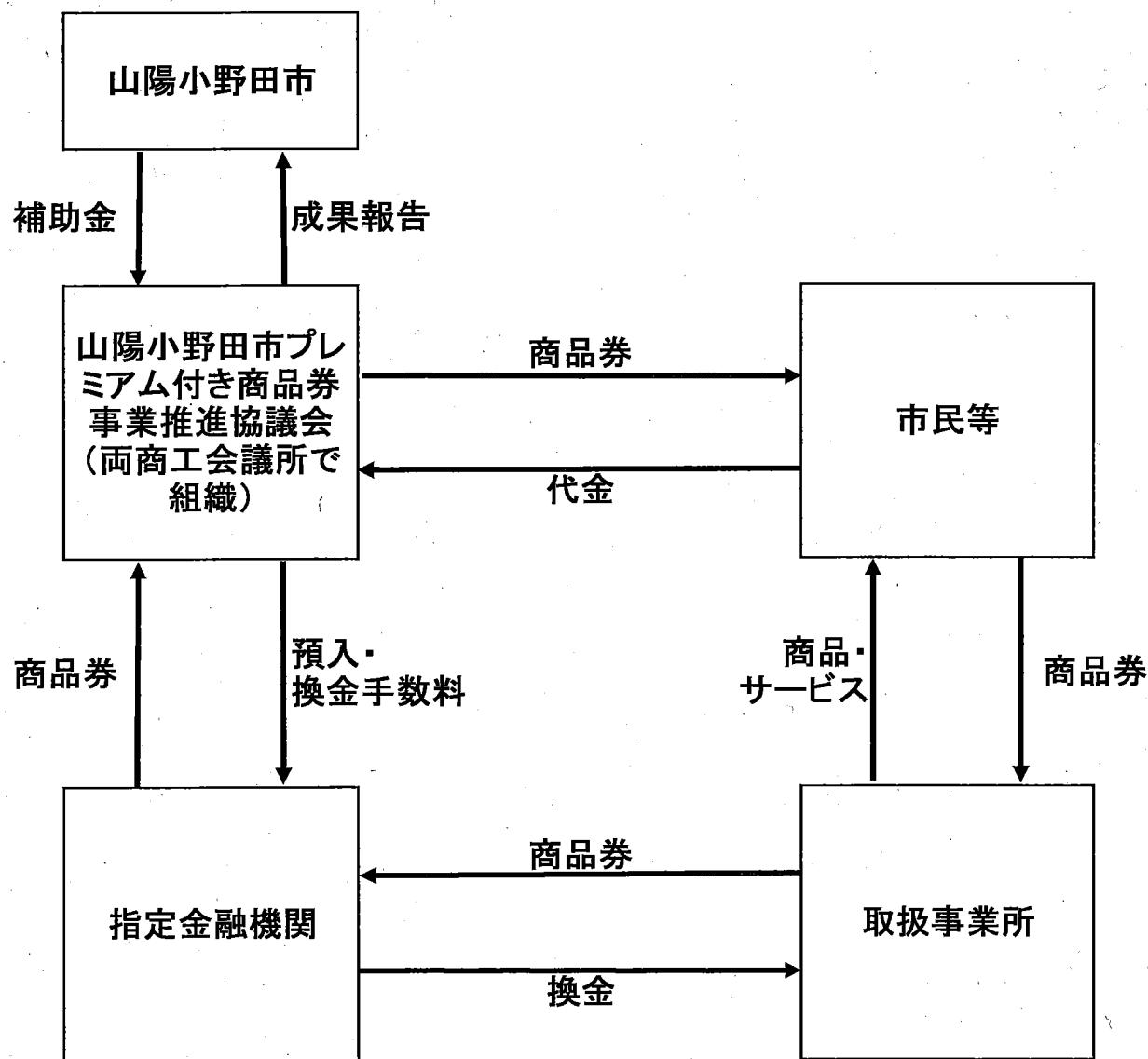
3 取扱事業所

- (1) 資格 山陽小野田市内に事業所、店舗等を有す事業者
- (2) 募集方法 公募による申込み
申込み先に必要な書類を提出すること。
- (3) 募集期間 平成27年4月15日から
- (4) 取扱事業所の決定 申し込み書類を審査し、「取扱事業所登録証」、ステッカーを交付する。

4 商品券の受取・換金

- (1) 商品券の受取 取扱事業者は利用者から受領した商品券に使用済みであることを明示するため、商品券の裏面に店名を記入、押印しなければならない。
- (2) 換金場所 商品券の換金は、指定する金融機関でのみ換金できる。
- (3) 換金方法 取扱事業所は、事業所の預金口座のある指定金融機関に使用済みの商品券を持参し、支払請求書等に必要事項を記入し、提出する。
- (4) 換金期限 指定金融機関は、商品券の枚数及び使用済みであることを確認し、指定口座へ入金する。
- (5) 指定金融機関 使用済み商品券の換金は、平成28年1月末まで山口銀行、西京銀行、山口県信用組合、西中国信用金庫のうち市内にある店舗
- (6) 換金手数料 山陽小野田市プレミアム付き商品券事業推進協議会は、商品券の換金に当たり、換金事務手数料を指定金融機関へ支払う。

○プレミアム商品券取扱フロー図



プレミアム付き商品券事業スケジュール（案）

